別表

受験地、申込用紙等交付場所及び申込書類郵送先

受験地	申込用紙等交付場所・申込書類郵送先	〒	所在地	電話番号
北海道	札幌国税局人事第二課	060－0042	札幌市中央区大通西10丁目　札幌第２合同庁舎	011(231)5011
宮城県	仙台国税局人事第二課	980－8430	仙台市青葉区本町３丁目３番１号　仙台合同庁舎Ａ棟	022(263)1111
埼玉県群馬県	関東信越国税局人事第二課	330－9719	さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館	048(600)3111
東京都	東京国税局人事第二課	104－8449	中央区築地５丁目３番１号	03(3542)2111
石川県	金沢国税局人事第二課	920－8586	金沢市広坂２丁目２番60号　金沢広坂合同庁舎	076(231)2131
愛知県	名古屋国税局人事第二課	460－8520	名古屋市中区三の丸３丁目３番２号　名古屋国税総合庁舎	052(951)3511
大阪府	大阪国税局人事第二課	540－8541	大阪市中央区大手前１丁目５番63号　大阪合同庁舎第３号館	06(6941)5331
広島県	広島国税局人事第二課	730－8521	広島市中区上八丁堀６番30号　広島合同庁舎１号館	082(221)9211
香川県	高松国税局人事第二課	760－0018	高松市天神前２番10号　高松国税総合庁舎	087(831)3111
福岡県	福岡国税局人事第二課	812－8547	福岡市博多区博多駅東２丁目11番１号　福岡合同庁舎本館	092(411)0031
熊本県	熊本国税局人事第二課	860－8603	熊本市西区春日２丁目10番１号　熊本地方合同庁舎Ｂ棟	096(354)6171
沖縄県	沖縄国税事務所人事課	900－8554	那覇市旭町９番地　沖縄国税総合庁舎	098(867)3601

令和七年度林業普及指導員資格試験の実施について

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第九十三条の規定に基づき、令和七年度に実施する林業普及指導員資格試験について次のように公告する。

令和七年四月四日

農林水産大臣　江藤　拓

一　試験の方法

㈠　試験の区分　試験は、次に掲げる区分ごとに行う。

ア　林業一般

イ　地域森林総合監理

㈡　試験は、筆記試験及び口述試験とする。

試験は、専門的知識、常識その他林業普及指導員として必要な能力について行う。

㈢　筆記試験に合格した者でなければ、口述試験を受けることができない。

二　筆記試験の実施期日及び場所

㈠　実施期日　令和七年七月二十六日（土）及び二十七日（日）

㈡　場所　北海道、岩手県、福島県、群馬県、東京都、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県及び熊本県

注：実施期日及び場所は、受験者の数その他の事情により変更することがある。

三　口述試験の実施期日及び場所

㈠　実施期日　令和七年十月二十日（月）から十一月二十一日（金）までの間で林野庁長官の指定する日

㈡　場所　北海道、岩手県、東京都、愛知県、岡山県、福岡県及び熊本県

注：実施期日及び場所は、受験者の数その他の事情により変更することがある。

四　受験資格　森林法施行規則第九十一条及び第九十二条に定める受験資格を有する者であること。

五　受験手続

㈠　受験願書等の用紙の交付　受験願書並びに森林法施行規則第九十四条第一項第一号に掲げる履歴書及び同項第三号に掲げる証明書（以下「受験願書等」という。）の用紙は、林野庁森林整備部研究指導課において交付するほか、林野庁ホームページ（http://www.rinya.maff.go.jp/）に掲載する受験案内からダウンロードするものとする。受験願書等の用紙を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により請求する場合には、百十円切手を貼り、返信先の住所、氏名及び郵便番号を記載した長さ二十三センチメートル幅十二センチメートル程度の返信用封筒を同封し、かつ、表面に「林業普及指導員資格試験受験願書等の用紙請求」と朱書した封筒を㈤の宛先に送付することとする。

㈡　受験願書及び添付書類の提出　試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添えて、㈤の宛先に提出するものとする。受験願書又は添付書類に不備がある場合において、受験資格を満たしていることが確認できない等試験実施事務に支障があるときは、当該不備の補正を求める。

ア　森林法施行規則第九十四条第一項各号に掲げる書類

イ　森林法施行規則第九十一条第一項第一号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が二年以上に達し、かつ、大学院を修了していない林業改良指導員資格試験合格者が森林法施行規則の一部を改正する省令（平成十七年農林水産省令第五号）附則第二条の経過措置の適用を受ける場合にあっては、林業改良指導員資格試験の合格証書の写し又は合格証明書

ウ　ア及びイに掲げる書類の証明事項として受験者の現在の氏名と異なる氏名が記載されている場合にあっては、戸籍抄本その他の改姓又は改名があったことを証明する書類

㈢　併願による受験　一㈠イの区分の受験者は受験願書の提出に際して、併せて一㈠アの区分の受験者としての取扱いを希望することができる。

㈣　受験願書及び添付書類の受付期間及び提出場所

ア　農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を使用する場合には、令和七年四月四日（金）から令和七年五月九日（金）までの期間中に、農林水産省共通申請サービスの申請画面において、対応する様式の各事項を入力し、添付書類をアップロードするものとする。

イ　受験願書及び添付書類を郵便又は信書便により提出する場合には、令和七年四月四日（金）から令和七年五月九日（金）までの期間中に、封筒の表面に「林業普及指導員資格試験受験願書在中」と朱書し、簡易書留等その引受け及び配達が記録される方法により、林野庁森林整備部研究指導課に提出するものとする。この場合において、当該期間中の通信日付印のあるものに限り受け付ける。

ウ　受験願書及び添付書類を持参する場合には、令和七年四月四日（金）から令和七年五月九日（金）までの期間中（行政機関の休日を除く。）の毎日午前十時から正午まで又は午後一時から午後六時までに林野庁森林整備部研究指導課に持参するものとする。

エ　㈢により補正を求められた場合には、林野庁森林整備部研究指導課が指定した期限までに補正するものとする。